



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大正工場破碎施設剪断式破碎機刃物修繕（その2）

### 2 契約の相手方

（株）タクマ

### 3 随意契約理由

当該破碎施設は、プラントメーカーである（株）タクマにおいて独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。

修繕については、破碎設備の特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該破碎施設の本設備を施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既設設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の破碎設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局大正工場破碎施設（電話番号 06-6555-2096）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場 2 号炉耐火タイル修繕

### 2 契約相手方

日立造船(株)

### 3 随意契約理由

当工場焼却炉の耐火タイルは日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、ごみ処理事業の性質上、施設の停止期間が限定されるため、短期間で修繕を実施する必要がある。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却・破碎設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉の設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場 2号炉 3次過熱器管緊急修繕

### 2 契約相手方

日立造船(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、当該焼却工場のボイラー設備の過熱器管が破孔し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来たすことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場で定期整備が行われている。可及的速やかに補修を行い、2号炉の運転を再開しなければ、ごみピットが限界を超えることが予測されるため、ごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

本設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した日立造船株式会社以外にはない。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

### 5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

クレーンバケット部品買入

### 2 契約の相手方

(株) 福島製作所

### 3 随意契約理由

#### (1) 機種選定理由

クレーンバケット部品は(株)福島製作所によるクレーンバケットの主要構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、(株)福島製作所製の製品を指定するものである。

#### (2) 業者選定理由

クレーンバケット部品は(株)福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、(株)福島製作所を特名随意契約するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 (電話番号 06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見工場 2号じん芥クレーン安全ネット装置緊急修繕

### 2 契約相手方

富士ホイスト工業(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、当工場クレーン設備の2号じん芥クレーン安全ネット装置が故障したため、修繕を行うものである。

当該じん芥クレーンを含む本設備は、富士ホイスト工業株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。修繕については、本設備を含めたクレーン設備全般の特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のじん芥クレーン設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また整備後の設備全体の性能、作動状態などについて保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることが出来る業者は富士ホイスト工業株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

環境局鶴見工場 (電話番号06-6912-4700)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見工場 1 号炉ボイラー第 2 煙道左右水管補修緊急修繕

### 2 契約相手方

日立造船 (株)

### 3 随意契約理由

本緊急修繕は、焼却設備定期整備中である 1 号ボイラー水管の肉厚測定の結果で、必要肉厚以下の水管が見つかった。このことから、定期整備完了できない事態となり、ごみの焼却処理に支障を来たし、ごみ処理事業を円滑に行うことが出来ず、市民生活に支障を来たす恐れがあるため、緊急修繕を行うものである。

当工場の焼却設備は日立造船 (株) が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船 (株) のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

### 5 担当部署

環境局鶴見工場 (電話番号 06-6912-4700)

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

西淀工場2号炉投入ホッパー水冷ジャケット外緊急修繕

### 2. 契約の相手方

(株) タクマ

### 3. 随意契約理由

本修繕は、当工場2号炉投入ホッパー水冷ジャケットの水漏れ及びボイラ設備の水管群がダストにより閉塞したため、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に修繕を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

当該焼却工場のプラント設備は(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、ボイラ設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のボイラ設備を設計・施工した会社以外では、整備技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の設備全体の性能、作動状態について保障することが出来ないことから本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

### 5. 担当部署

環境局施設部西淀工場(電話番号 06-6472-3000)



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見工場 2号炉ボイラー第3煙道左右壁水管補修緊急修繕

### 2 契約相手方

日立造船(株)

### 3 随意契約理由

本緊急修繕は、焼却設備定期整備中である2号ボイラー水管の肉厚測定の結果で、必要肉厚以下の水管が見つかった。このことから、定期整備完了できない事態となり、ごみの焼却処理に支障を来し、ごみ処理事業を円滑に行うことが出来ず、市民生活に支障を来す恐れがあるため、緊急修繕を行うものである。

当工場の焼却設備は日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

環境局鶴見工場 (電話番号06-6912-4700)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ビートノズル外2点（住之江工場）買入

### 2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

### 3 随意契約理由

#### （1）機種選定理由

今回買入するビートノズル外2点は、倉敷紡績株式会社製の湿式有害ガス除去装置を構成する部品であって、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。したがって、本製品の詳細な寸法および関連機構との関係は、当該会社のみが知りえる情報であり、他社においては製作が不可能であるため、倉敷紡績株式会社の製品を指定するものである。

#### （2）業者選定理由

本製品は、倉敷紡績株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないことから、倉敷紡績株式会社を特名するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局住之江工場（電話番号06-6681-0035）